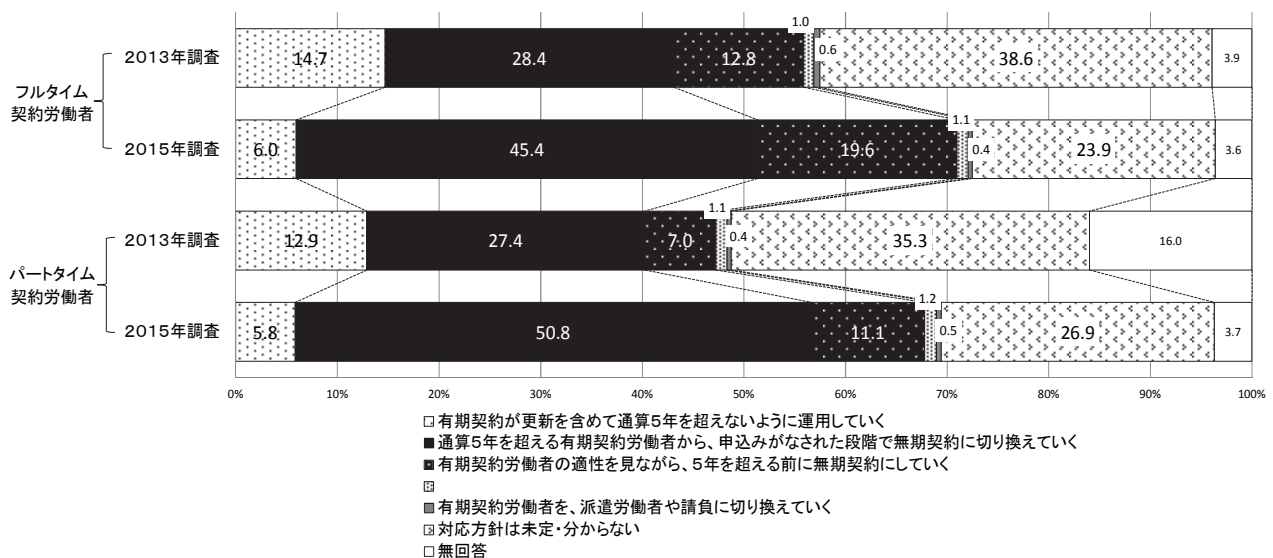


## 第1章 調査の概要

### 第1節 趣旨

改正労働契約法をめぐる企業の対応状況については、2013年<sup>1</sup>と2015年<sup>2</sup>の過去2度に渡り、アンケート調査を実施してその動向を把握してきた経緯がある。それによると、有期契約が反復更新されて通算5年を超えた場合に、労働者自身の申込みに基づき無期契約に転換しなければならないとする、無期転換ルール（第18条）への対応に当たっては、「通算5年を超える有期契約労働者から、申込みがなされた段階で無期契約に切り換えていく」方針の企業や、「有期契約労働者の適性を見ながら、5年を超える前に無期契約にしていく」考えの企業が多くなっている（図表1）。

図表1 無期転換ルールにどのような対応を検討しているか



しかしながら、直近の調査（2015年）でも、「対応方針は未定・分からない」企業が未だ1/4程度みられ、決して少なくないのも実情である。

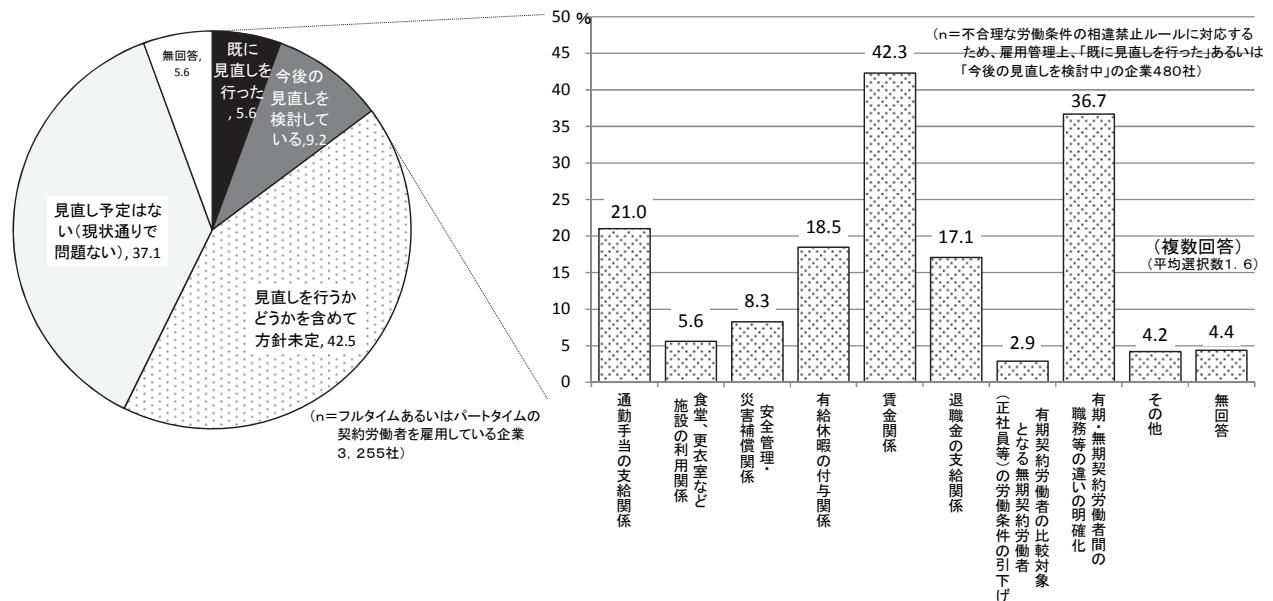
同企業を対象に、対応方針を決定する上では、こういった行政支援が必要かを尋ねると（複数回答）、「他社の事例・取組についての紹介」（35.2%）が1/3を超えてもっとも多く、次いで「法の詳細についての情報提供（パンフレット配布、セミナー開催等）」（30.3%）、「有期契約労働者の処遇改善に伴う助成措置」（26.9%）、「自社の具体的な対応について相談出来る体制の整備」（24.7%）等が挙げられた。

<sup>1</sup> 調査シリーズ No.122 「改正労働契約法に企業はどう対応しようとしているのか—『高年齢社員や有期契約社員の法改正後の活用状況に関する調査』結果—」（<http://www.jil.go.jp/institute/research/2014/122.html>）。

<sup>2</sup> 調査シリーズ No.151 「改正労働契約法とその特例に、企業はどう対応しようとしているのか 多様な正社員の活用状況・見通しは、どうなっているのか—『改正労働契約法とその特例への対応状況及び 多様な正社員の活用状況に関する調査』結果—」（<http://www.jil.go.jp/institute/research/2016/151.html>）。

また、有期・無期の契約労働者間で、期間の定めがあることによる労働条件の不合理的相違を禁止するルール（第20条）への対応状況について尋ねると、「見直しを行うかどうかを含めて方針未定」とする企業が最多で4割にのぼり、これに「見直し予定はない（現状通りで問題ない）」が1/3超で続いている（図表2）。

図表2 不合理的労働条件の相違禁止ルールにどう対応するか



こうした現状を踏まえ、本調査では、改正労働契約法の第18条や第20条への対応に悩む労使の検討の一助に資するため、インタビュー調査による事例の収集を行うことにした。なお、本調査は、厚生労働省労働基準局労働関係法課より、研究要請を受けた当機構が主体となり、設計・実施したものである。

## 第2節 方法

インタビュー調査の対象は、改正労働契約法の第18条や第20条への対応に向けて、具体的な見直しを行った（あるいは検討を開始した）、個別企業労使である。

対象は、労働組合の産業別組織や経営者団体からの紹介を通じ、また、ホームページでの公表資料等を基に選定した。選定に当たっては、有期契約労働者の雇用比率が高い業種を網羅するとともに、中小規模から超大規模まで、幅広い規模の企業（組織）が含まれるよう配慮した。

インタビュー調査は、2016年6～11月にかけて、対象企業に於ける人事総務部門の部課長クラス、あるいは労働組合の委員長・書記長クラスを訪問して、聴き取りを実施した（図表3）。

聴き取り事項は、①有期契約労働者の雇用・契約状況、②労働組合への加入状況と組織化の経緯、③改正労働契約法の第18条及び第20条に対応するために行われた（あるいは検討している）、雇用・契約管理等上の見直し内容、④そうした方向性で見直しを行った（検討している）理由、⑤労使交渉で検討課題に挙げたこと、⑥見直し（の結果、もたらされる実質的な果実）に対する有期契約労働者の受止め方、⑦有期契約労働者等の雇用管理に係る今後の課題・展望——といった一連の内容であり、事例記録は全て、案出後、調査対象に事実・表記確認をお願いし、修正を反映して最終的に取り纏めた。

図表3 インタビュー調査の実施状況

事例No	調査日時	調査対象		主な業種	従業員規模	有期契約労働者比率 (無期転換前・概算)	聴き取り担当者
1	6/6 9:30~10:50	A社	労組側のみ	娯楽業	約900人	約36%	新井、渡辺
2	6/8 10:00~11:25	B社	〃	郵便業等	約44万人	約47%	新井、渡辺
3	6/10 13:00~14:20	C社	労使同席	外食業	約5,600人	約93%	新井、渡辺
4	7/8 15:30~16:50	D社	〃	サービス業(介護・医療等)	約9万人	約80%	新井、渡辺
5	8/25 10:30~11:15	E社	使用者側のみ	製造業	約55人	約24%	荻野、渡辺
6	8/25 14:00~15:00	F社	〃	製造業	約500人	約64%	荻野、渡辺
7	8/26 15:30~17:35	G社	労組側のみ	金融業	約1,200人	約33%	新井、渡辺
8	8/29 13:00~14:20	H社	〃	卸売,小売業等	約2,560人	約71%	新井、渡辺
9	8/31 14:00~15:20	I社	〃	小売業	約5万人	約86%	荻野、渡辺
10	9/2 10:10~11:25	J社	労使同席	外食業	約1.3万人	約84%	新井、渡辺
11	9/21 15:30~17:05	K社	〃	運輸業,不動産業	約4,300人	約24%	新井、渡辺
12	9/23 13:00~14:10	L社	使用者側のみ	サービス業 (人材派遣・業務請負・有料職業紹介)	約1,300人	約93%	新井、渡辺
13	9/26 13:00~14:20	M社	労組側のみ	製造業	約200人	約19%	荻野、渡辺
14	9/28 15:00~16:15	N社	〃	教育・学術研究機関	約3,000人	約69%	新井、渡辺
15	11/14 14:00~15:20	O社	〃	教育・学術研究機関	約2,000人	約20%	荻野、渡辺

※この他にも、調査の設計に向けたプレ調査(企業・労働組合各1)や、各業界の全体的な取組状況に係る産業別組織(4)の聴き取り調査等を行った。